

40 社・団体程度（参加費無料）

【申込締切】

令和3年11月5日（金）17:00

詳細・申込は以下 URL よりご覧ください。

<https://www.jetro.go.jp/events/fuk/ff91e429bc0df116.html>

【お問合せ先】

ジェトロ福岡

担当：関根、三輪、西浦

TEL：092-471-5635 FAX：092-471-5636

E-mail：fuk@jetro.go.jp

2 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について

令和4年1月1日施行予定となっている「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下、「新規定」という。）について、「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」に基づき、日本政府による中国政府への企業登録が求められている品目（新規定第7条に記載の品目）を中国向けに製造等する企業を対象として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用し、登録申請受付を令和3年8月20日から実施しています。

今般、中国当局から、2017年1月1日以降日本から中国への輸出実績がある食品であって日本政府による中国政府への登録が必要な品目のリスト（以下「既貿易品目リスト」という。）及び当該既貿易品目の登録様式が通知されたことから、「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）を改正手続中です。事業者の皆様におかれましては、改正後の要綱に基づき、ご対応方よろしく願いいたします。

なお、中国政府からは現在も規則の詳細について随時情報更新がなされており、最新の情報に基づき要綱を改正しております。改正前の要綱で対象であったが、改正後の要綱では要綱別紙の品目分類により申請対象とならなくなった場合（醤油、ソース等HSコード2103～2104の製品）、当該申請は有効な申請とはなりません。改めて、国際貿易シングルウィンドウを通じた登録をお願いいたします。

【登録申請のスケジュール】

現時点での情報では、令和4年1月1日までに中国政府において企業登録が完了していることが必要です。農林水産省はこれに対応するため11月末に初回の登録要請を行う予定です。当該初回の登録要請への掲載を希望される事業者におかれましては、10月末までに農林水産省への申請を完了していただけますようお願いいたします。

中国当局から提示された「[既貿易輸入食品リスト\(PDF：306KB\)](#)」に掲載された品目（保健食品、特殊用途食品、小麦粉、食用植物油、蜂蜜等）の輸出実績がある製造、加工、貯蔵企業については、令和3年10月22日までに農林水産省への申請を完了していただければ、令和3年10月末までに農水省より中国当局に提出する予定です。当該令和3年10月末までに提出された申請は中国当局において「速やかに審査・確認を行い、登録する」とされています。

詳細は、以下 URL よりご覧ください。

【農林水産省 HP】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html>

【お問合せ先】

輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室

代表：03-3502-8111（内線4310（国内対応関係）／3424（国際交渉関係））

ダイヤルイン：03-3501-4079／03-3502-5866



GFP登録数が5,300件
を超えました！！

【農林水産物、食品の輸出をお考えのみなさまへ】

農林水産省では、輸出意欲のある事業者の皆様と輸出先国・地域のニーズとのマッチングを促進するため、2018年8月末、農林水産省が日本の農林水産物・食品輸出プロジェクト「GFP」を立ち上げました。GFPとは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称であり、GFP登録者へのサービスとしまして、事業者様の輸出商品紹介シートをマッチングの起点として活用し、事業者様の情報をGFP登録の輸出事業者などに提供することで、輸出の成約を強力にサポートします。

詳しい内容をお知りになりたい方は、以下のURLをご参照ください。

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/zygyo/matching.html>

【GFPへ参加しませんか】

GFPに参加すると以下のメリットがあります！

「農林漁業者・食品事業者」の方が受けられるサービス

- ・輸出診断を無料で受けられます。
- ・GFPコミュニティサイト内で他の登録事業者と直接コンタクトをすることができます。
- ・輸出商社の「商品リクエスト情報」を受け取れます。
- ・輸出希望商品を輸出商社に紹介できます。多くの輸出商社は国内取引で商品購入するため、輸出手続きを自ら行わずに速やかに輸出できます。
- ・輸出のための産地づくりは、計画策定から支援を受けられます。
- ・メンバー同士の交流イベントに参加できます。
- ・規制情報等の輸出に関する情報の配信が行われます。

「輸出商社、バイヤー、物流業者」の方が受けられるサービス

- ・生産者・製造業者が作成する「商品シート」を受け取れます。
- ・「商品リクエスト」を全国の生産者・製造業者に発信できます。
- ・メンバー同士の交流イベントに参加できます。

詳しい内容をお知りになりたい方は、以下のURLをご参照ください。

皆さまのご登録をお待ちしております。

<http://www.gfp1.maff.go.jp/>

GFP_Facebook ページでは、全国での輸出診断の様子がご覧になれます。

<https://www.facebook.com/maff.gfp/>

【農産物の輸出をサポートします！】

一般社団法人全国植物検疫協会では、生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準など(産地等の意向及び課題)について、専門家を派遣し技術的なサポートを行います。手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。

ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。詳細は以下URLをご参照

相談窓口：九州農政局経営・事業支援部輸出促進課

住 所：熊本市西区春日2丁目10番1号（熊本地方合同庁舎A棟）

電 話：096-211-8607 FAX：096-211-9825

